

これより一般質問を行います。

7番、藤本実君の質問を許可します。

(7番 藤本 実君登壇)

○7番(藤本 実君) 猿橋町小篠の藤本実でございます。議長の許可をいただきましたので、日本共産党の一般質問を行います。

今回の質問のテーマは、脱炭素で世界と大月市の未来を開くです。大月市の将来ビジョンが経済振興とも結び、より骨太なものになることを願っております。今回はボリュームがありますので、早速発言通告に基づき質問いたします。

1、気候危機への対応について。COP26、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議が、英国グラスゴーで10月31日から11月13日まで開催され、2050年までに世界の二酸化炭素排出量を実質ゼロにし、2030年までに2010年比で約45%削減する努力を追求する旨合意されました。エネルギー大転換への挑戦です。日本政府は石炭火力発電に固執し、環境NGOから化石賞を贈られましたが、それでも脱炭素にかじを切りました。

誰のための脱炭素なのか、目的はあくまで気候危機からの脱出です。日本でも経験したことがない豪雨や暴風、猛暑など極めて深刻です。大月市でも2019年10月の台風19号で、法雲寺橋が通行不能となったのをはじめ、近年、多くの災害が発生しています。市町村の異常気象への対応は、防災減災や実際に起きた被害への対応が中心で、異常気象をもたらす原因をどう根源から解決するかという対策が取られてきませんでした。COP26を受け、気候危機を避けるための役割が地方自治体である大月市にもあることを自覚すべきではないでしょうか。そして、未来の地球と、そこに住む多くの人々を救うために踏み出すときです。

国内では、今年、2021年5月に、地球温暖化対策推進法の一部改正、6月には地域脱炭素ロードマップ、8月には地域脱炭素移行・再エネ推進交付金創設と立て続けに脱炭素の方針が具体化されました。地域脱炭素ロードマップでは、当面2030年の中間目標達成は地域主導で進める、国はそれを全面的に支援し、それによって地域活性化が図れる旨、示されています。日本政府が脱炭素にかじを切った下、今、大月市の対応が問われています。

そこで質問です。1、小林市長は気候危機にどう立ち向かうか。

小林市長は所信で、人流・物流ゲートウェイ構想「山梨・大月生涯青春大学プロジェクト」で20年後の大月市の理想の姿であるビジョンマップの作成に取りかかりたいと述べましたが、ぜひ若者が政策立案過程に参加できる場をつくり、環境の専門家を招いた市民向け講演会や研修会を精力的に行い、脱炭素の流れをまちづくりに生かしてほしいと思います。

そこで質問です。2、人流・物流ゲートウェイ構想は脱炭素の取組を推進するものか。

○議長(相馬保政君) 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

小林市長、答弁。

(市長 小林信保君登壇)

○市長(小林信保君) 藤本実議員の質問にお答えいたします。

気候危機への対応についてのうち、初めに小林市長は気候危機にどう立ち向かうかについてであります。地球温暖化に起因すると言われる気候変動の影響により、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予想されております。国は本年、地球温暖化対策計画の改定を行い、中期目標として2030年において温室効果ガスを2013年度水準から46%削減することとしました。

本年2月には、山梨県と県内全市町村は、2050年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「山梨ゼロカーボンシティ宣言」を宣言しました。現時点での本市の取組は、第7次総合計画の推進とともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の実行計画として平成31年度から令和5年度を計画期間とする第4次大月市地球温暖化対策実行計画により推進しているところであります。この計画の目的は、本市が行う事務事業に関する温室効果ガスの排出抑制を実践して行い、地球温暖化防止の推進につながることを目的としております。

また、ゼロカーボンシティへの具体的な取組などについては、何よりも市民や事業者の皆様の理解と実践が必要不可欠と考えておりますので、日常生活の中で行える地球温暖化対策としてゼロカーボンアクション30の発信や事業者の皆様にはエネルギー効率の高い設備機器の導入など、ゼロカーボンに向けてのより効果的な啓発を進めることで意識の高揚を図るとともに、本市としての取組につなげてまいりたいと考えております。

次に、人流・物流ゲートウェイ構想は、脱炭素の取組を推進するものかについてであります。山梨・大月生涯青春大学プロジェクトでは、20年後の大月市の理想の姿であるビジョンマップを作成することとしており、12月5日には大月短期大学において高校生や大月短大生、子育て世帯からシニア世代、青年会議所、移住者、二拠点居住者、NPO法人、市若手職員など幅広い分野、年齢層の方々にご参加いただき、キックオフフォーラムとマップ作成のためのワークショップを実施したところであります。

このプロジェクトは、脱炭素について検討するものではありませんが、20年後の大月市の姿に森林資源の活用など脱炭素に関する取組を視野に入れていく必要があると感じておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 市長へ再質問をお願いします。

小林市長は地域脱炭素ロードマップを承知しているでしょうか。承知しているなら、それを受けて大月市ではどうするのか、担当部署に指示したことを含めて所信表明すべきではありませんか。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

小林市長、答弁。

（市長 小林信保君登壇）

○市長（小林信保君） 藤本実議員の再質問にお答えいたします。

地域脱炭素ロードマップは、脱炭素社会の実現に向けて、国と地方自治体を構成メンバーとする国・地方脱炭素社会実現会議から本年6月9日に公表されたものと承知をしております。藤本議員の環境問題に対する意識の高さは、よく分かります。その熱い気持ちから急ぐ気持ちも分かるわけではありますが、先ほど答弁もしたとおり、本市の脱炭素社会の実現に向けて、その取組は第7次総合計画及び第4次大月市地球温暖化対策実行計画により推進しているところであります。

また、本市では、コンパクトシティプラスネットワークの推進を目指した立地適正化計画も策定をしており、脱炭素の取組もその中の一つにあると承知しています。議員もご承知のとおり、行政は長期的な目標を定め、計画的に事業を実施していくわけではありますが、近年、SDGsや脱炭素、またDX推進などは全庁的に取り組まなくてはならない課題が多くあります。そこには担当課だけではなく、組織に横串を刺した全庁的な取組にしていかななくてはならないというふうに認識をしているところです。その意味を込めまして、計画行政を進めていかななくてはならない行政では、私たちは来年度に予定している総合計画の見直しの際にしっかりと議論して計画に位置づけ、そして職員また市民の意識を高めていく必要があるのではないかと考えているところです。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 日本再生可能エネルギー総合研究所代表、北村和也氏は、企業も自治体もアルファベットKの上を開く側を目指さないと衰退すると言っています。今年7月21日付、日本経済新聞の記事に、「産業立地、脱炭素で再編 再エネ不足なら空洞化」とあり、自治体でも企業と同様に脱炭素が地域の将来に関わる重要課題なのであると指摘しました。

先ほどの市長の答弁の中で、来年度以降ということで脱炭素の取組についてしっかりと議論をすると、こういうことで受け止めていただきました。これらがしっかりと将来ビジョンに結びつくような取組になることを期待し

たいと思います。

次の質問に移ります。2、太陽光発電について。脱炭素を掲げ、エネルギー大転換を図る。再エネ、省エネの普及により、これから大月市では仕事と暮らしの再建に挑戦するべきです。再生可能エネルギー普及にとって大きな障害になっているのは、メガソーラーのための乱開発が、森林破壊や土砂崩れ、住環境の悪化を広げていることです。その点で今年10月に施行された山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例は、大変強力です。注意は必要ですが、乱開発や住環境の悪化をもたらすような再エネ開発はできなくなりました。そうならばあとはアクセルです。大月市には再エネ普及への住民の合意と協力、地域の力に依拠し、利益が地域に還元される取組、住宅や小規模工場の屋根への太陽光パネルの設置、屋根貸し太陽光発電事業など普及促進に力を入れることが求められます。その第一歩として以下のことを求めたいと思います。

そこで質問です。太陽光発電の市民電力普及のため、次の4点の実施を。

- 1、建設可能な建物の屋根や未利用地の把握。
- 2、その所有者と市民電力をはじめ発電事業者をマッチングする窓口の開設。
- 3、太陽光発電用パネルの設置への助成。
- 4、実際に発電所を建設した所有者に対する固定資産税の減免等の優遇策の実施。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

土橋市民課長、答弁。

（市民課長 土橋善美君登壇）

○市民課長（土橋善美君） 太陽光発電についてのうち、初めに建設可能な建物の屋根や未利用地の把握についてお答えいたします。

建設可能な建物の屋根、未利用地の把握については、市内全域に多数あるため、把握することは困難であると考えます。公共施設では、猿橋中学校に太陽光発電施設及び蓄電池を設置しております。その他の設置可能と思われる公共施設は、市営住宅、小中学校、図書館、市民会館等の屋上がありますが、いずれも構造計算を行い、設置できるかなどの調査が必要となりますので、関係各課と協議、検討してまいります。

次に、その所有者と市民電力をはじめ発電事業者をマッチングする窓口の開設についてであります。特定事業者の紹介や仲介などの業務を行うことはトラブルの原因の一つとなり得ますので、民間事業者の育成とともに慎重な検討、研究をしてまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電用パネルの設置への助成についてであります。本市では、平成16年度から令和元年度まで、住宅用太陽光発電システム設置費への助成を行ってまいりました。平成29年度からは家庭用リチウムイオン蓄電池の設置費に対して補助制度を設け、支援を行ってまいります。太陽光発電が蓄電池と組み合わせることにより、停電時の非常用電源としての役割や効果がより高まると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

一方で、太陽光発電設置後、売電価格の変動による維持管理などに不安を持つ方がおられるのも事実であります。本市といたしましては、今後も太陽光発電等の様々な有用性を周知し、太陽光発電及びリチウムイオン蓄電池の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、実際に発電所を建設した所有者に対する固定資産税の減免等の優遇策の実施についてであります。現在、地方税法では、経済産業省の補助金交付を受けた施設を対象に、令和4年3月31日までに取得した太陽光発電設備について、固定資産税の課税標準額を3年間、3分の2にする特例措置を設けております。該当施設があれば、最長、令和7年度課税まで対象となります。

なお、来年度の税制改正大綱を作成中とのことでありますので、大綱の中で期間延長も考えられます。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 慎重な答弁のように聞こえましたが、最新の取組を紹介したいと思います。

F I Tの買取り価格が1キロワット時当たり12円に下がりましたが、電力会社の電気料金は年々値上がりし、1キロワット時当たり27.77円となり、2倍以上になったことから、自家消費発電所としてその差額を利用して屋根に設置する太陽光発電を普及している市民発電所が各地に広がっております。今年4月に、千葉県松戸市に松戸市民発電所第1号が稼働しました。自然エネルギーに関心はあるが、初期費用の捻出が難しいという教会に、非営利型一般社団法人が太陽光発電施設の所有者となる第三者P P Aを提案しました。

太陽光発電した電気は、まず教会が自家消費し、余剰は電力会社にF I T価格で売電します。屋根を貸した教会は、自家消費分の電気代をこれまでどおり払えばよく、非営利型一般社団法人は10年間で初期投資費用を回収できる仕組みです。資金調達については、パネルオーナー方式で行い、10年間で返済します。市民を巻き込んだ脱炭素プロジェクトとして、盛り上がりの中で進められています。

次の質問に移ります。3、バイオマス利用について。バイオマス利用の基本は、森林資源を副産物利用することによって、ごみを宝にすることにあります。木材生産の現場では、枝葉や丸太にならなかった端材、林地残材が大量に出ます。製材や合板などの木材加工工場では、樹皮、バークの処理が重荷となっていると報告されています。これをバイオマスとして利用することで、本来の価値を最大限引き出すことができます。

ところが、大規模バイオマス発電では、大量の白チップを確保するために、わざわざ木を切り出す状況になっています。これではバイオマス利用のために木材生産することになり、主生産事業になってしまいます。コストが大幅にかかるのみならず、せっかく大量に発生している残材利用にもつながりません。それを踏まえると、大月市としては山梨県木質バイオマス推進計画が示すように、バイオマスの熱利用に目を向けるべきです。

そこで質問です。1、新築する富浜出張所、公民館をはじめ大月市の公共施設で木質燃料ボイラー、ストーブの導入を。

2、まきストーブ普及促進のため、購入費助成を。

次に、バイオマス利用の前提である林業振興についてです。山梨県では、植林して50年以上の林が62%、10年後には83%になると見込まれています。事業段階に入った森林の潜在的な力を引き出すには、林業の振興が不可欠です。以前の林業は、歩いて現場まで行き、不要木を単に伐採して放置する切捨て間伐が専らでしたが、今は間伐した木を運び出して利用する利用間伐の時代に入っています。チェーンソー1本で済んだ切捨て間伐と異なり、林業機械が必要となる利用間伐では、高度な技術力と経営力が現場に要求されます。林業機械を効率的に使いこなしつつ、多面的機能に優れた森林へと誘導していくには、路網などのインフラ整備が不可欠となる高度な技術力を持った人材を育成するシステムも必要となり、ハードルが上がっています。

一般的な林業が苦戦している中で、自伐型林業が地方創生の鍵として期待され、全国各地で広がっています。自伐型林業とは、経営、施業を山林所有者自ら実施することをいいます。大月市では林業作業員の確保、育成がうまくいっていません。だとするなら、裾野を広げるためにも大月市森林組合と連携し、自伐型林業の導入を進めるべきです。財源となる森林環境譲与税は、市町村において間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に充てるとされています。また、山梨県が独自に導入している森林環境税は、森林環境保全基金に積み立てられています。これらを大月市の林業振興に活用するべきです。

そこで質問です。3、林業の裾野を広げる自伐林業家の育成、路網造成研修等の実施を。

あわせて、木の駅プロジェクトです。私は2014年6月定例会の一般質問で、土佐の森・救援隊「C材で晩酌を！」事業を紹介しました。地域にある間伐材や林地残材といった有効活用されていない森林資源を山林所有者や森林ボランティアが木の駅に出荷し、地域通貨を対価として得ることで森づくりと地域活性化、木質ボイラーの燃料、まきとして使用する取組です。

そこで質問です。4、木の駅プロジェクトの実施を。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

天野総務部長、答弁。

（総務部長 天野 工君登壇）

○総務部長（天野 工君） バイオマス利用についてのうち、初めに新築する富浜出張所・公民館をはじめ大月市の公共施設で木質燃料、ボイラー・ストーブの導入をについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、木質バイオマスの利用方法は、熱利用や発電利用としての用途や原材料のマテリアル利用としての活用が期待されております。本市の豊富な森林資源を生かすことは、人と自然のつながりで地域を活性化し、地域温暖化の抑制を図りながら、持続可能な社会への転換に貢献できるものと認識しておりますが、木質燃料の原料となる木材の需要の変動が激しく、燃料の供給が安定しないことや、コストの面から現在、計画している富浜出張所・公民館については、木質燃料ボイラー・ストーブの導入は難しいと考えております。今後、このような課題が解決された場合、公共施設の改築等の際には、木質バイオマスの利用拡大に向けて、木質燃料ボイラー・ストーブの導入も検討してまいりたいと考えております。

次に、まきストーブ普及促進のための購入費助成をについてであります。まきストーブについては、化石燃料とは違い、まきを燃やすことで排出される二酸化炭素は、木が生長するために吸収したものであり、もともと大気中に存在したものであり、新たにつくられるものではないことから、環境に賦課をかけることがないなどの利点があります。ただし、まきストーブの導入には初期費用が高く、まきの入手やまき割りが大変であること、まきを完成させるスペースが必要であること、暖まるまでに時間がかかり、メンテナンスが必要であること、煙が出るなど多くの欠点があり、現在のライフスタイルや住環境の問題などから導入している方が少ないと思われま

す。カーボンニュートラルを目指す上で、また林業振興においても森林資源の活用は有効であると考えますが、まきストーブは多くの方が使用する設備でないことから、市民ニーズを捉え購入費助成制度の在り方を研究する必要があります。

市内には、木質バイオマスをエネルギー源とした発電施設があることから、市内森林資源を余すことなく活用することで、発電量の増加につなげていきたいと考えております。

次に、林業の裾野を広げる自伐林業家の育成、路網造成研修等の実施をについてであります。林業生産の動向につきましては、木材価格は、高度経済成長に伴う需要増大等の影響により1980年にピークを迎えた後、木材需要の低迷や輸入材との競合等により下落してきました。長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代など多くの森林所有者は林業経営への関心が薄れ、経営管理が適切に行われていない森林が増加していることから、森林所有者の意向に応じて市町村が仲介役となり、森林所有者と森林経営者をつなぐなど森林経営管理法に基づく制度が2019年から始まりました。

本市においてもその取組を進めて、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとしております。林業振興を進めるに当たり、林業従事者の減少、高齢化してきていることから、人材の育成確保、また路網整備や高性能林業機械を組み合わせた作業システムの普及、定着をし、生産性と経営力を向上させるなどが喫緊の課題となっております。

近年、主に所有する森林で自ら伐採等の施業を行う自伐林家の参入が各地で広がっているようですが、市内森林所有者へ森林経営の意向調査を進める中で、自ら管理を行うことが容易でないとの欠陥があることから、まずは林業全体の振興を図ることが必要だと思っております。

森林組合の林政アドバイザー的な活用や森林体験活動支援、また林業担い手の確保・育成支援は、林業地域おこし協力隊の募集や県の制度を活用するなど、森林環境譲与税や県の森林環境税を活用する中で林業従事者の増加や林業の生産性の向上など林業の裾野を広げる取組を進めていきたいと思っております。

次に、木の駅プロジェクトの実施をについてであります。新たな取組の一つとして、山に残された間伐材等を回収し、木質バイオマス発電の燃料として有効活用することにより、カーボンニュートラルの原理に基づく地球温暖化対策の貢献が期待されます。今後においては、地形的な問題から搬出に採算が合わない間伐材等の活用、また木材の受入れ側の設備投資などに対して、森林環境譲与税を財源とした支援を、さらに市民から木材小口買取制度などとして木質バイオマス燃料として供給する事業を関係者で協議を進め、森林整備や地域経済活性化を

図る木の駅プロジェクトと似たような制度として創設を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） バイオマスの利用についてもバイオマスボイラーやストーブに関わる仕事を増やすこと、林業や森林整備に関わる人を増やし、しかも複業として成り立たせることが重要です。

次の質問に移ります。4、小水力発電について。山梨県が12月3日、小水力発電の導入促進に向け、県有林を活用できるよう要領を策定する方針を明らかにしました。大月市の再エネ潜在能力を最大限に発揮するためにも、山梨県との連携が必要です。

そこで質問です。1、小水力発電導入に向け山梨県との連携を。

2、水利権等の相談窓口の開設を。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

井上企画財政課長、答弁。

（企画財政課長 井上章吾君登壇）

○企画財政課長（井上章吾君） 小水力発電についてのうち、初めに小水力発電導入に向け山梨県との連携についてお答えします。

山梨県では、小水力発電の導入推進に向け、水力や落差などの調査を行い、発電に有望な地点を示した山梨小水力推進マップを発行しております。このマップには大月市内の7地点が含まれており、このうち深城ダム維持放流地点においては、深城ダムの維持放流水を利用した深城発電所が建設され、平成24年4月から運用が開始されております。今後も市内の豊かな資源を活用し、環境に優しいエネルギーである小水力発電の導入に向けて県との連携協力を努めてまいりたいと考えております。

次に、水利権等の相談窓口の開設をについてであります。小水力発電の設置、導入において、水利権や河川法などに伴う法的手続きが煩雑ということが課題の一つではないかと考えられます。本市として積極的に導入支援するためには、相談窓口を開設したほうがよいというご指摘ではありますが、設置に当たり河川を利用する場合は、1級河川、2級河川などによって管理者が異なることや、ダムや農業用水などを利用する場合もそれぞれの管理者との協議が必要となること、また森林法や自然公園法などにより協議する機関が異なることも考えられます。

現在、県の環境・エネルギー政策課において、適地の相談、現地調査、流量観測、概略計画の作成、関係機関との協議への助言、維持管理に関する助言等を実施しております。これまで有した知識やデータ、また相談実績などから、この窓口体制を維持していきながら、本市は県と連携、協力を行っていくことが事業者にとっても合理的ではないかと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 持ち時間があと僅かになりまして、質問を通告してあるわけですが、6、再エネを目玉にした企業誘致に飛びたいと思います。そして、これを最後にしたいと思います。

北海道石狩市では、2017年頃から再エネ100%ゾーンを企画、再エネ供給を売りにした企業誘致を進めています。背景には、事業活動で使用する電力の全てを再エネで賄うことを目指す国際イニシアチブ、RE100などの動きがあります。

大月市でも東京電力駒橋発電所、大月バイオマス発電株式会社等との共同で再エネ100%エリアを実現させ、脱炭素を企業誘致の追い風にしていくべきです。

そこで質問です。1、再エネ100%エリア実現に向け官民連携を。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

志村産業観光課長、答弁。

(産業観光課長 志村隆夫君登壇)

○産業観光課長(志村隆夫君) 再エネを目玉にした企業誘致についての再エネ100%エリア実現に向け官民連携をについてお答えいたします。

再生可能エネルギーの定義については、エネルギー供給構造高度化法施行令において、そのエネルギー源を太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマスと定めております。また、これらをエネルギー源として、温室効果ガスの排出量を削減し、政府が2050年までに目指すカーボンニュートラルの取組を本市も進め、さらに企業は自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアチブであるRE100があり、世界や日本の企業が参加をしており、今後、地球規模の課題である気候変動問題の解決の実現に向けて、国や自治体、事業者、さらに国民一人一人、あらゆる主体が取り組む必要があります。

幸い市内には、再生可能エネルギー源を用いた発電施設が立地していることから、カーボンニュートラルに向けRE100に取り組む企業から選ばれる地域としての可能性があると思われまます。今後のカーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギー導入は重要課題となることから、市内に立地する発電事業者とも協議を行い、再生可能エネルギーを活用した事業展開を目指す企業への誘致施策について研究を行っていきたく思います。

以上であります。

○議長(相馬保政君) 藤本実君。

(7番 藤本 実君登壇)

○7番(藤本 実君) 脱炭素を掲げた企業誘致、機を逃さず進めていただきたいと思ひます。再エネは多面的事業です。仕事と暮らしの再建、市民の暮らしが豊かになってこそ都市住民にも注目されます。交流人口、テレワーク、様々なことが言われておりますが、やはり市民の仕事と暮らしを再建し、持続可能な魅力的なまちをつくってこそ、そのような取組が実現する、このように思っております。今日の質問が将来ビジョンのより豊かな骨太なものにつながることを願っております。

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(相馬保政君) これで藤本実君の質問を終結いたします。